〇〇訪問リハビリテーション事業所運営規程

　（事業の目的）

第１条　医療法人○○が開設する〇〇病院が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条 事業所の理学療法士等は、要介護者等の心身の状況を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づく理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（事業所の名称）

第３条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　（１）名称　　○○病院

 （２）所在地 徳島県・・・

　（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

　（１）管理者　１名

　　　管理者は、事業所の従業員の管理及び指定訪問リハビリテーション等の利用の申込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。

　（２）医師　○名以上

　　　医師は、医学的判断に基づき訪問リハビリテーション計画の作成に必要な情報提供及びリハビリテーションについての指示、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行うものとする。

　（３）理学療法士等　理学療法士　〇名以上

 　 　作業療法士　〇名以上

言語聴覚士　〇名以上

　　　理学療法士等は、訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

　（営業日及び営業時間）

第５条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

　（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、１２月２９日から１月３日までを除く。

　（２）営業時間　午前９時から午後７時までとする。

　（指定訪問リハビリテーション等の利用料及びその他の費用の額）

第６条　指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

 （１）通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね〇㎞未満　　　○○円

 （２）通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね〇㎞以上　　　○○円

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

　（通常の事業の実施地域）

第７条 通常の実施地域は、〇〇市、○○町及び○○村の区域とする。

（虐待防止に関する事項）

第８条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

　（その他運営に関する重要事項）

第９条 事業者は、従業者の質的向上を図るため、次のとおり研修機会を設け、また、業務体制の整備を行うものとする。

　（１）採用時研修　採用時から〇箇月以内

　（２）継続研修 年〇回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、医療法人○○と〇〇病院の管理者の協議により定めるものとする。

　　　附　則

 この規程は、平成　　年　　月　　日から施行する。

この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。